

座間市勤労者サービスセンター給付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、座間市勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）会員の生活安定を図るため、センター規約第4条第1号に基づき、給付金の給付について必要な事項を定めるものとする。

(給付事業の範囲と実施方法)

第2条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生した時は、給付金を給付するものとする。

2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約(以下「保険契約」という。)を締結して実施し、センターまたは会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の給付事業は、センターが独自に実施し、給付金の給付の条件等は、センターが別に定めるものとする。

(請求期間)

第3条 給付金の給付を受けようとする者は、給付事由発生日の翌日から起算して3年以内に所定の用紙にこれを証する書類を添えて理事長に提出するものとする。

2 申請者が指定する金融機関の口座またはゆうちょ銀行の口座に助成金の振込を希望する場合は、当該申請者下部の振込依頼欄を理事長に提出等するものとする。

(給付金の返還)

第4条 会員または給付金の受取人が虚偽の申請その他の不正行為により給付金を受けた場合、理事長は直ちにその者から給付金を返還させるものとする。

(異議申立)

第5条 給付の決定内容に不服がある場合は、給付の決定より60日以内に意義の申立てができる。

(委 任)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月2日から施行する。（給付規程改訂）

別表1

給付事由				給付金額
死亡保険金	会員本人	不慮の事故により死亡した場合		50,000円
		疾病により死亡した場合	70歳以下	50,000円
			71歳以上	25,000円
	会員の配偶者が死亡した場合			20,000円
重度障害・ 後遺障害 保険金	会員本人	不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		50,000円～2,000円
		疾病により重度障害の状態 となった場合	70歳以下	50,000円
			71歳以上	25,000円
傷病休業保険金	会員本人	傷病により14日以上を休業した場合		10,000円
住宅災害保険金	火災等 による	会員の居住する建物・家財 の損害の程度が右の割合と なった場合	50%以上	150,000円
			30%以上49%以下	105,000円
			20%以上29%以下	75,000円
			19%以下	30,000円
	自然災害 による	会員の居住する建物 の損害の程度が右の割 合となった場合	70%以上	45,000円
			20%以上69%以下	22,500円
			19%以下	4,500円
		会員の居住する建物の床上浸水		9,000円
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合		10,000円
	出生祝金	会員に子が出生した場合		20,000円
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合		10,000円
		会員の子が中学校に入学した場合		10,000円
	勤続祝金	会員が勤続して右の期間 を経過した場合	10年	5,000円
			20年	10,000円
			30年	15,000円
40年			20,000円	

別表2

給付事由				給付金額
死亡弔慰金	会員本人	自死・病名の無い死亡 (老衰、不詳の死等)	70歳以下	50,000円
			71歳以上	25,000円

※自死について サービスセンターの所属期間が1年を経過しない時点での自死は支払い対象外